新型コロナウイルス感染防止等に関連する市営住宅の対応について

1. 市営住宅の目的外使用について

(1)目的外使用の根拠

国からの通知文書(平成20年12月18日付国住備第85号)に基づき、 市営住宅を目的外使用するものとする。

(2)対象となる入居者

市内に住所又は勤務場所を有し、雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族に該当することが客観的に証明される者で、市税等の滞納が無いこと。

(3)申請方法

- 1) 行政財産使用許可申請書の提出
- 2) 家賃(駐車場使用料)減免申請書の提出
- 3) 収入の減少を証明する書類の提出

(4)入居期間

6ヶ月(再申請により最長12ヶ月)

(5) 家賃算定

現在の収入に基づき、公営住宅法の規定で家賃を算出したのち、瑞浪市営住宅家賃の減免又は徴収猶予事務取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき減免を行う。

(6) 敷金、連帯保証人、修繕負担金

緊急事態により免除する。

(7) 入居可能住宅

名滝団地:7戸、下山田団地:1戸

※希望者多数の場合は、緊急修繕等により別途対応する。

2. 入居者に対する家賃減免について

(1)減免根拠

瑞浪市営住宅管理条例及び要綱に基づき減免を行うものとする。

(2) 減免対象者

新型コロナウイルス感染拡大を原因とする休職・離職・廃業等が伴っている ことが客観的に証明される入居者で、市税等の滞納がないこと。

(3)申請方法

- 1) 家賃(駐車場使用料)減免申請書の提出
- 2) 収入の減少を証明する書類の提出

(4)減免期間

申請月の翌月から6ヶ月間(再申請により最長12ヶ月)

(5) 減免方法

入居者の収入の生活保護法に規定する基準額に占める収入割合に応じて、2 割から5割の減免を行う。